

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年3月16日（平成30年（行情）諮問第142号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第533号）

事件名：海上幕僚監部服務室が收受した審理辞退届のうち被疑事実通知書の受領書と日付が同じもの（平成25年度分）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「海上幕僚監部服務室（以下「服務室」という。）が收受した審理辞退届のうち、被疑事実通知書の受領書と日付が同じもの。（平成25年度分）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「審理辞退届（特定年月日1ないし特定年月日6）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月6日付け防官文第60号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定・全部開示決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

審理辞退届の日付などについては、隠す必要性が分からない。もっと開示してほしい。

また、平成27年度（行情）答申第657号（28.1.19）の趣旨に従い、「職員録」に載っている程度の公務員の氏名は開示してもらいたい。その結果、掛ける必要のなくなったマスキングは外してもらいたい。

また、平成20年の次官通達にかかわらず、処分庁では、被疑事実通知と同時に審理を辞退させる慣行を継続させている。ところが、被疑者に考える時間を与えていると見せ掛けるため、審理辞退届の日付を書き換えて1日遅らせているものがいくつかある。それらも開示してほしい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「審理辞退届（特定年月日）」を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成26年8月18日付け防官文第12329号によ

り、「審理辞退届（特定年月日）」について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行ったが、文書の再特定を求める異議申立てが提起されたため、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問したところ、審査会から、同年度に服務室が収受した審理辞退届のうち受領書と日付が同じもの（10件分）を対象として、改めて開示決定等をすべきである旨の答申（平成27年度（行情）答申第466号。以下「別件答申」という。）を得たため、答申を踏まえ審理した結果、平成27年11月26日付け防衛大臣決定により、平成25年度に服務室が収受した審理辞退届のうち受領書と日付が同じものを特定し、改めて開示決定等を行うこととし、本件対象文書について、法9条1項の規定に基づき、原処分を行ったところ、異議申立てが提起されたものである。

## 2 法5条該当性について

本件対象文書中、審理辞退年月日、審理辞退者の所属、階級、氏名及び印影については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため、不開示とした。

## 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「審理辞退届の日付などについては、隠す必要性が分からない。もっと開示してほしい。また、平成27年度（行情）答申第657号（28.1.19）の趣旨に従い、「職員録」に載っている程度の公務員の氏名は開示してもらいたい。その結果、掛ける必要のなくなったマスキングは外してもらいたい。」と主張し、不開示部分の取消しを求めるが、原処分において不開示としている部分は、特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報を不開示としたものであり、開示することはできない。

また、異議申立人は、「審理辞退届の日付を書き換えて1日遅らせているものがいくつかある。それも開示してほしい。」と主張し、文書の再特定・全部開示の決定を求めるが、本件開示請求に該当する行政文書は別件答申において既に判断されている。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年3月16日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年4月9日     | 審議            |
| ④ 平成31年3月5日  | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月22日      | 審議            |

## 第5 審査会の結論

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

異議申立人は原処分取消し並びに文書の再特定及び全部開示の決定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書に該当する文書の特定に当たっては、別件答申において「本件開示請求の趣旨は、平成25年度に服務室が収受した審理辞退届のうち受領書と日付が同じものの開示を求めるものと解すべきであり、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、同年度に服務室が収受した審理辞退届のうち受領書と日付が同じもの(10件分)を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。」とされたことを受け、本件開示請求については、平成25年度に服務室が収受した審理辞退届のうち受領書と日付が同じものの開示を求めるものと解して、本件対象文書を特定したものである。

イ なお、本件異議申立てを受けて、念のため、書庫、パソコン内のデータ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において別件答申を確認したところ、その内容は上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった旨の上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

本件対象文書には、審理辞退届を提出した職員の印影並びに当該職員の自筆による氏名、所属、階級及び審理辞退年月日(以下「本件不開示部分」という。)が記載されていることが認められることから、本件対象文書は、一体として法5条1号本文前段に規定する、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

(2) 法5条1号ただし書該当性について

ア 法5条1号ただし書イ該当性について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、本件不開示部分については、公表する法令上の規定はなく、懲戒手続の運用上も公表していないとの説明があった。

上記諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえ、これを覆すに足りる事情も認められないことから、本件不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

イ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示部分に記載された情報は、法5条1号ただし書ロに該当する事情があるとは認められない。

また、懲戒手続の対象になったことは、個人としての評価に係る性質を有する情報であり、当該個人の公務員としての職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、法5条1号ただし書ハにも該当しない。

(3) 法6条2項による部分開示の可否について

ア 審理辞退届を提出した職員の氏名、所属、階級及び印影について

本件不開示部分のうち、審理辞退届を提出した職員の氏名、所属、階級及び印影については、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

イ 審理辞退年月日について

本件不開示部分のうち、上記アを除く部分には、審理辞退年月日が、審理辞退届を提出した職員の自筆で記載されていることが認められる。

また、本件開示請求文言には、「服務室が収受した審理辞退届」との記載があることから、本件対象文書に係る懲戒手続の対象となったのは、いずれも当該年月日に海上自衛隊に所属していた職員であることが容易に推察され得る。

以上を踏まえると、審理辞退年月日は、これを公にすると、その筆跡が、審理辞退届を提出した職員と同じ部署で勤務している又は勤務していた同僚、上司及び部下等一定範囲の者には、当該職員個人を特定する手掛かりとなって、これら一定範囲の者には、当該職員個人を推認することが可能となり、その結果、懲戒手続の対象になったという、通常他人に知られたくない事実が明らかになるなど、当該職員個人の権利利益を害するおそれが全くないとまではいえないことから、法6条2項により部分開示することはできない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約2年1か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立てにおける処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

#### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久